

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、経営理念「森六グループは、未来を先取りする創造力と優れた技術力で高い価値を共創し、時を越えて、グローバル社会に貢献します。」の実践を通じて、持続的かつ中長期的な企業価値の増大を実現するため、透明性・公平性を保ちつつ、迅速な意思決定を行うとともに、顧客、取引先、従業員、地域社会、株主等すべてのステークホルダーと緊密な関係の構築を図ることにより信頼に応え社会的責任を果たしていくことを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-11-3:取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会の実効性を高めることは重要であると認識しており、取締役会の実効性の分析・評価及びその開示について、今後検討してまいります。

【補充原則4-14-2:取締役及び監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、社内取締役及び社内監査役の就任に際しては、取締役・監査役として遵守すべき法的な義務、果たすべき役割及び責務について習得するための研修の受講を義務付けております。

取締役・監査役の就任後につきましても、必要な知識の習得、果たすべき役割及び責務の理解促進に資するよう、トレーニングの機会の提供について、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4:株式の政策保有に関する方針】

当社は、以下の方針により上場株式を取得・保有しております。

- () 上場株式の保有に際しては、取引関係の維持・強化の必要性、中長期的な経済合理性、将来の見通し、リターンとリスク・コスト等を検討し、合理性が認められた場合のみ、これを認める。
- () 上場株式を保有する場合は、主要なものについて、中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有効果等を毎年見直し、取締役会に報告する。
- () 当社が保有する上場株式の議決権行使については、当該議案が投資先企業の企業価値に与える影響等を総合的に勘案し、個別に賛否を検討する。

【原則1-7:関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役との取引又は利益相反取引については、取締役会で審議・承認のうえ実行することとしています。

主要株主・関係会社等の関連当事者との取引については、その適正性を確保するために、関連当事者取引管理規定を定め、関連当事者との取引を把握・管理するとともに、関連当事者取引に該当する場合には、当該取引の必要性、経済的合理性、取引条件の妥当性を確認したうえで、当該規定に基づく承認・決裁手続を実施するものとしています。

【原則3-1:情報開示の充実】

- () 経営理念や経営戦略、経営計画
経営理念:当社ホームページに掲載しております。
経営戦略・経営計画:2016年度を初年度とする第11次中期計画を策定し、第101期年次報告書(当社ホームページに掲載)に記載しております。
- () コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載しております。
- () 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会の授權を受けた代表取締役が決定しております。取締役の報酬に関する基本方針と手続については、本報告書「1.1.機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役報酬関係」に記載しております。
- () 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
執行役員については、業務上の経験・知識・専門性を有する者を候補者とし、取締役会で審議・決議しております。
取締役については、高い識見と能力を持ち、ステークホルダーの視点を踏まえた提言を行うことができる者を候補者として選定し、取締役会で審議・決議し、株主総会に付議しております。
監査役については、業務執行の監査を的確かつ公正に遂行できる知識及び経験を有している者を候補者として選定し、監査役会の同意を得たうえで取締役会で審議・決議し、株主総会に付議しております。
- () 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
株主総会招集通知に個々の選任・指名理由を記載いたします。

【補充原則4-1-1:取締役会の決定事項及び経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、経営方針その他の経営上の重要事項及び法令・定款・取締役会規定により取締役会決議とされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしております。

取締役会議案以外については、社長、担当役員等の決裁とするなどの基準を設け、当該基準を職務権限規定で定めております。

【原則4-9: 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び証券取引所が定める独立性基準に従い、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1: 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、業務の執行状況を適切に理解し、適切かつ迅速な意思決定及び業務執行状況の監督ができるよう、高い識見と能力を持ち、ステークホルダーの視点を踏まえた提言を行うことができる者により構成することとしており、また、取締役会を効果的かつ効率的に機能させるため、取締役の員数の上限を9名と定款で定めており、その範囲内において取締役候補者を取締役会で選任しております。

【補充原則4-11-2: 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】

取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職(他の上場会社の役員を含む)の状況については、株主総会招集通知において開示しております。

【原則5-1: 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行ってまいります。IR担当部署(管理部)は、当社ホームページにてIR情報を提供するとともに、株主からの意見等の経営幹部へのフィードバックに努めてまいります。インサイダー取引防止規定を定め、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森六従業員持株会	1,830,306	11.06
三井化学株式会社	1,416,000	8.56
三井物産株式会社	1,128,000	6.82
森 茂	1,072,060	6.48
本田技研工業株式会社	792,000	4.79
株式会社阿波銀行	526,000	3.18
井染 敏子	324,476	1.96
山田 佳子	303,782	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	297,700	1.80
森 豊子	296,814	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

所有株式数の割合は、自己株式(414,728株)を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤瀬 學	他の会社の出身者													
柴田 幸一郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤瀬 學		藤瀬氏は、当社の子会社(森六ケミカルズ株式会社)の取引先であり、当社の大株主である三井化学株式会社及びその子会社の業務執行者を歴任されましたが、同社グループ退職後7年が経過しており、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	人格が優れ、長年にわたって、化学品製造会社の経営に携わっており、豊富な経験及び見識をもとに当社経営に有益な助言を行っていたことととも、高い倫理観を有しており、独立の立場から取締役などの業務執行を監督いただくことで、当社取締役会の機能強化が期待されるため選任しています。 また、金融商品取引所が定める独立性基準に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断し、独立役員と指定しております。

柴田 幸一郎		<p>弁護士として長年にわたり活躍され、保有資格に関連して法令・企業統治に関する専門的な見識、第二東京弁護士会綱紀委員に携わって豊富な経験及び高い倫理観を有しており、独立した立場から取締役などの業務執行を監督いただくことで、当社取締役会の機能強化が期待されるため選任しています。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p> <p>また、金融商品取引所が定める独立性基準に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断し、独立役員と指定しております。</p>
--------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門である内部監査室と定期的に情報交換を行っているほか、会計監査人及び内部監査室と、それぞれの監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川島 正	弁護士													
加治屋 光丸	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川島 正			<p>弁護士及び公認会計士として、会社法などの企業法務並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これを当社の監査に活かしていただきたいためです。</p> <p>また、当社との間に金融商品取引所が定める独立性基準に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員と指定しております。</p>
加治屋 光丸			<p>税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これを当社の監査に活かしていただきたいためです。</p> <p>また、当社との間に金融商品取引所が定める独立性基準に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員と指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役の全てを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の社外取締役を除く取締役の報酬については、「固定基本報酬」並びに業績連動を勘案した「賞与」で構成しております。固定基本報酬は、役職別に固定額を定めて支給しております。賞与は、各事業年度における会社の業績に応じて支給の有無及び支給額を決定しております。

なお、社外取締役には、社外の立場から客観的な意見や指摘をいただくことを期待しており、その立場にかんがみ、業績連動報酬制度を導入していないため固定基本報酬のみを支給しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、取締役及び監査役に対する報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

1. 社外取締役のサポート体制

社外取締役に対しては、取締役及び事務局より取締役会に付議される議案等の内容について、必要に応じて適時に説明している。

2. 社外監査役のサポート体制

社外監査役に対しては、常勤監査役が取締役会に付議される議案等の内容について、事前に説明するとともに、常勤監査役が監査役会にて往査の結果等、日常的な監査で得られた情報を報告し、情報の共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

【取締役会】

取締役会は取締役会規程に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営に関する重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役は本報告書提出日現在9名であり、そのうち2名が社外取締役であり、2名とも独立役員として金融商品取引所に届出をしています。独立役員である社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。社外取締役に対しては、経営の意思決定の妥当性と透明性の確保及び向上のために、取締役の業務執行を監督・評価するするとともに、専門知識・経験に基づき、中立的な立場から有益な助言を行うことを期待しております。

取締役の職務遂行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状況を維持しております。

なお、取締役会において実質的な議論を可能とするため、取締役の員数を9名以内とする旨を定款に定めております。

【監査役会】

各監査役は取締役会に出席して意見を述べるとともに、監査役会による監査を軸に取締役の職務遂行における経営の適法性、健全性を監視しております。

監査役は本書提出日現在4名であり、そのうち2名が社外監査役であり、2名とも独立役員として金融商品取引所に届出をしています。独立役員である社外監査役の選任にあたっては、会社法に定める社外監査役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。社外監査役に対しては、経営への監視機能を強化するため、専門的見地及びより独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適性を確保することを期待しております。

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び使用人から職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を開覧できる体制、業務執行に係る報告を求められた場合速やかに報告する体制を構築しております。

【業務執行役員体制】

経営監督機能と業務執行機能の役割分担を図るため、執行役員制度を導入しております。

現在、執行役員は、取締役との兼務6名を含む7名であります。

【執行役員会】

当社グループの方針・計画・事業戦略・制度・財務その他経営に関する重要事項並びに取締役会付議事項につき、審議、決定し、かつ業務執行の全般的統制を行う機関として、執行役員会を設置しております。

執行役員会は、社長、取締役、執行役員及び社長の指名する者を構成メンバーとし、原則として月2回開催しております。

【会計監査】

当社は、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次のとおりであります。

- ・松木豊
- ・神宮厚彦

【責任限定契約の内容の概要】

当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法425条第1項に定める額のいずれが高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、社外取締役2名を含む取締役会において、経営の重要な意思決定及び各取締役の業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、社外監査役2名を含む監査役及び監査役会により、各取締役の職務執行状況等の監査を実施しております。

現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しており、現状の体制が最適であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	第103期定時株主総会(2018年6月28日)より採用しております。
その他	招集通知を株主総会日の16日前に発送するとともに、当社ホームページに早期開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び第2四半期決算(予定)の年2回、決算説明会を開催しております。説明会資料は、当社ホームページに、掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信や業績予想等の適時開示資料、年次報告書及び株主総会招集通知を掲載しております。(詳細は、 http://www.moriroku.co.jp/ir/index.html をご参照願います。)	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの要請に応えるために、当社グループの役職員一人ひとりが実践すべき行動の指針として、「森六グループ行動指針」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は事業活動を通じて環境に配慮した活動に取り組んでおり、「森六グループ環境方針」を制定して、環境保全活動の推進に努めております。また、主要な子会社においてISO14001を取得しております。(詳細は http://www.moriroku.co.jp/environment/principle.html をご参照願います。)
その他	<p>【女性役員の登用について】 当社の取締役会は、(社内取締役7名、社外取締役2名)、監査役会(常勤監査役2名、社外監査役2名)で構成しており、社内取締役のうち1名が女性役員です。</p> <p>【社内の女性活躍推進について】 当社は企業価値向上を図っていくためには、多様な人材確保が重要と考えており、性別に捉われない男女活躍を推進し、男女双方の意識改革に取り組んでおります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社子会社からなる当社グループは、内部統制をコーポレートガバナンス強化のための重要な要素と認識し、当社取締役会で決議した基本方針に基づき内部統制システムを整備・運用しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針】

- (1) 当社グループの役員及び従業員に適用する行動指針として、法令、社内規則及び企業倫理等の遵守に関する「森六グループ行動指針」を策定し、その周知徹底を図る。
- (2) 当社グループにおける法令、社内規則及び企業倫理等の遵守に関する通報・相談ができる窓口として、業務執行ラインから独立した「コンプライアンス相談窓口」を設置・運用する。
- (3) 当社グループにおける法令、社内規則及び企業倫理等の遵守状況のモニタリングを実施し、当該モニタリングの結果により把握された問題点につき、必要な是正措置を行う。
- (4) 当社グループにおける内部統制システムについて、当社の内部監査室が整備・運用状況の内部監査を行い、監査役が取締役会決議の内容及び取締役による整備・運用状況を監視・検証する。

【整備・運用状況の概要】

- (1) 当社グループの役員及び従業員に適用する行動指針として、「森六グループ行動指針」を策定し、その小冊子を作成して配布するなど、その周知徹底を図っております。
- (2) 当社グループにおける法令等の遵守に関する通報・相談の窓口として、「森六グループ 内部通報・相談窓口」を社内及び社外に設置し、通報・相談があった案件への対応をしております。
・当社グループにおける法令等の遵守状況について、内部監査室及び法務室が監査又はモニタリングを実施し、当該監査又はモニタリングの結果により把握された問題点につき、必要な是正措置を行っております。
- (3) 当社グループにおける内部統制システムについて、内部監査室が内部統制担当部門による内部統制推進業務の状況について内部監査を行い、監査役が取締役会決議の内容及び内部統制システムの整備・運用状況を検証しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【基本方針】

取締役の職務執行に係る情報は、「取締役会規定」並びに文書管理及び情報管理に関するその他の社内規則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な体制を整備・運用する。

【整備・運用状況の概要】

取締役の職務執行に係る情報は、「取締役会規定」並びに文書管理及び情報管理に関するその他の社内規則に従い、各担当部署が適切に保存及び管理しており、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態になっております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針】

- (1) 当社グループにおける事業活動に関連するリスクを管理するための規則・体制を整備・運用する。
- (2) 当社又は当社子会社に重大な影響を及ぼす可能性のある事故・災害に迅速かつ的確な対応を図るための体制を整備・運用する。
- (3) 社内外の事業環境の変化に応じて、リスクの評価、並びにリスク管理及び事故・災害対応の体制・運用を見直す。

【整備・運用状況の概要】

- (1) 「森六グループ リスク管理基本方針」及び「森六グループ リスク管理規定」を定め、それらに従い各社においてリスクの把握、評価及び対応等を行うとともに、リスクの評価を定期的に見直しております。
- (2) 事故・災害に迅速かつ的確な対応を図るために、「国内危機管理規定」、「海外危機管理規定」その他の危機管理に関する社内規定及びガイドラインを定め、それらに従い事故・災害が発生した場合には対応することになっております。また、毎年定期的に安否確認訓練を実施しております。

4. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

- (1) 当社グループにおける適正かつ効率的な業務執行のための職務分掌・権限及び意思決定に関する規則・体制を整備・運用する。
- (2) 当社及び当社グループの経営方針、中期計画、年度計画等の事業運営に関する方針を策定し、それらの周知徹底を図る。

【整備・運用状況の概要】

- (1) 「職務権限規定」、「職務権限表」及び「業務分掌規定」を定め、それらに従い効率的な意思決定及び職務の執行が行われております。
- (2) 当社グループにおける3か年の中期計画及び当社グループ各社の年度事業計画を定め、それらの計画に基づき各社及び各部署が具体的な業務推進計画を立案し、業務を執行しております。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

【基本方針】

- (1) 当社子会社における業務執行について、当社の事前承認・報告を義務づける契約又は規則及び体制を整備・運用する。
- (2) 当社子会社における重要な課題・コンプライアンス問題等を早期に把握・対応するための報告体制を整備・運用する。

【整備・運用状況の概要】

- (1) 関係会社は、「関係会社管理規定」に規定された事項について、必要に応じて当社に報告するとともに、重要な事項については当社の承認を得ることとし、森六グループの連携体制を確立しております。
- (2) 当社及び主要な子会社においては、監査役制度を採用し、監査役が取締役の職務執行を監査することによってその実効性を高めるべく取り組んでおります。監査役は、取締役会をはじめ各種重要な会議に出席し、監査方針・監査計画に従って、取締役の職務執行を監査する体制をとっております。
- (3) 当社の内部監査室は「内部監査規定」に基づき、関係会社も対象として監査を統括又は実施し、横断的なリスク管理体制及びコンプライアンス体制の構築を図り、一体的に業務の適正化を確保しております。
- (4) 関係会社における重要な課題・コンプライアンス問題等を早期に把握・対応するために、「森六グループ内部統制基本規定」において報告体制を定め、それらに従い関係会社から定期的及び適時に報告を受けております。

6. 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

【基本方針】

当社グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を策定し、財務報告の適正性及び信頼性を確保するために必要な体制を整備・運用・評価する。

【整備・運用状況の概要】

「森六グループ 財務報告に係る内部統制 基本方針」及び「森六グループ財務報告に係る内部統制基本規定」を定め、それらに従い財務報告の適正性及び信頼性を確保するために必要な体制の整備・運用・評価を行っております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

【基本方針】

監査役から求められた場合は、監査役の職務を補助すべき監査役スタッフを配置する。

【整備・運用状況の概要】

監査役スタッフの配置を監査役から求められていないため、現在は監査役スタッフが配置されておきませんが、監査役から求められた場合には、監査役スタッフを配置いたします。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

【基本方針】

(1) 監査役の職務を補助すべき監査役スタッフは、当該補助につき、監査役の指揮命令により遂行し、当社の役員及び従業員の指揮命令には服さない。

(2) 当該監査役スタッフの人事異動・評価・懲戒処分は、予め監査役の同意を得たうえで決定する。

【整備・運用状況の概要】

現在は監査役スタッフが配置されておきませんが、監査役スタッフが配置された場合には、監査役の指揮命令により職務を遂行させ、人事異動・評価・懲戒処分は、予め監査役の同意を得たうえで決定いたします。

9. 監査役への報告に関する体制

【基本方針】

(1) 当社グループの役員及び従業員は、社内規則又は監査役の要求により、当社グループの業務執行に関する事項を報告する。

(2) 重要会議への監査役の出席の機会を確保し、当該会議の付議資料・議事録等の資料の閲覧権限を監査役に対して付与する。

(3) 当社の内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査の結果を監査役に対して報告する。

(4) 監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備・運用する。

【整備・運用状況の概要】

(1) 当社グループの役員及び従業員は、社内規則又は監査役の要求により、業務執行に関する事項を報告しております。

(2) 取締役会及び執行役員会への監査役の出席の機会を確保し、当該会議の付議資料・議事録等の資料の閲覧権限を監査役に対して付与しております。

(3) 当社の内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査の結果を監査役に対して報告しております。

(4) 内部通報を行った役職員が、そのことを理由として不利な取扱いを受けないよう社内規定を定め、それに従った運用をしております。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

【基本方針】

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを行う。

【整備・運用状況の概要】

監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役が必要と考える金額を予算措置しており、実際に発生した費用を当社が負担しております。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

(1) 代表取締役社長及びその他の取締役は、監査役と適宜会合を持ち意思疎通を図る。

(2) 監査役と当社の内部監査室及び会計監査人との間で、監査結果等につき情報交換を行うなど、相互に連携を図る体制を整備・運用する。

【整備・運用状況の概要】

(1) 監査役は、代表取締役社長及びその他の取締役と適宜会合を持ち、意思疎通を図っております。

(2) 監査役は、当社内部監査室とは1回の会合を持ち、会計監査人とは四半期毎に会合を持ち、情報交換を行い、相互に連携を図っています。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

【基本方針】

反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、当社グループにおける反社会的勢力への対応の基本方針を策定し、反社会的勢力への対応体制を整備・運用する。

【整備・運用状況の概要】

「森六グループ反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力への対応規定」を定め、それらに従い反社会的勢力への対応体制を整備・運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

以下の内容を「森六グループ反社会的勢力に対する基本方針」として定めております。

(1) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

(2) 反社会的勢力への資金提供、裏取引は一切行いません。

(3) 反社会的勢力に対する体制を整備し、組織全体での対応を図ります。

(4) 反社会的勢力に対しては、警察その他外部専門機関と連携し、適正に対応します。

(5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事、刑事の両面から法的対応を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

「反社会的勢力への対応規定」を定め、以下の取り組みを行っております。

(1) 管理担当取締役を反社会的勢力対応統括責任者として選任し、総務担当部門を反社会的勢力対応統轄部署として選定するとともに、各拠点に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求等に対して組織的に対応する。

(2) 新規の取引先について反社会的勢力に該当しないか調査を行うとともに、取引契約の締結に際しては反社会的勢力排除条項を含む契約書

たは同趣旨の覚書を締結する。

(3) 採用する社員について反社会的勢力に該当しないか調査を行うとともに、入社に際して反社会的勢力排除条項を含む誓約書を取得する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制】

当社グループは経営理念・行動指針として、法令順守、人間尊重、顧客満足、社会貢献、進取の精神、同心協力の6項目を掲げ、国内外の法令を遵守し、公平で公正な企業活動を通じ、信頼される企業グループを目指しております。この理念及び指針に基づき、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制を構築・運用し、継続した体制強化を図ってまいります。

管理担当取締役を情報取扱責任者とし、管理部を情報取扱責任部署として、社内情報伝達・管理体制の整備等を行い、人事部、経理部、法務室及び関係会社の管理部門等の関係部署と、密接な連携の下に情報の把握、資料の作成及び適時開示業務を行ってまいります。

1. 決定事実及び決算情報等に関する情報

(1) 決定事実に関する情報

管理部は取締役会、執行役員会等重要会議の付議事項を予め入手するとともに、当該会議終了後遅滞なくその議事録を入手します。また、稟議案件についても情報を集約し、当社及び関係会社に関わる適時開示の対象となる決定事実の有無を調査したうえで、その結果を情報取扱責任者又は代表取締役に報告するとともに、該当があれば直ちに開示資料を作成し、TDnet(Timely Disclosure Network: 適時開示情報伝達システム)及び当社ホームページ等への適時開示を実施します。

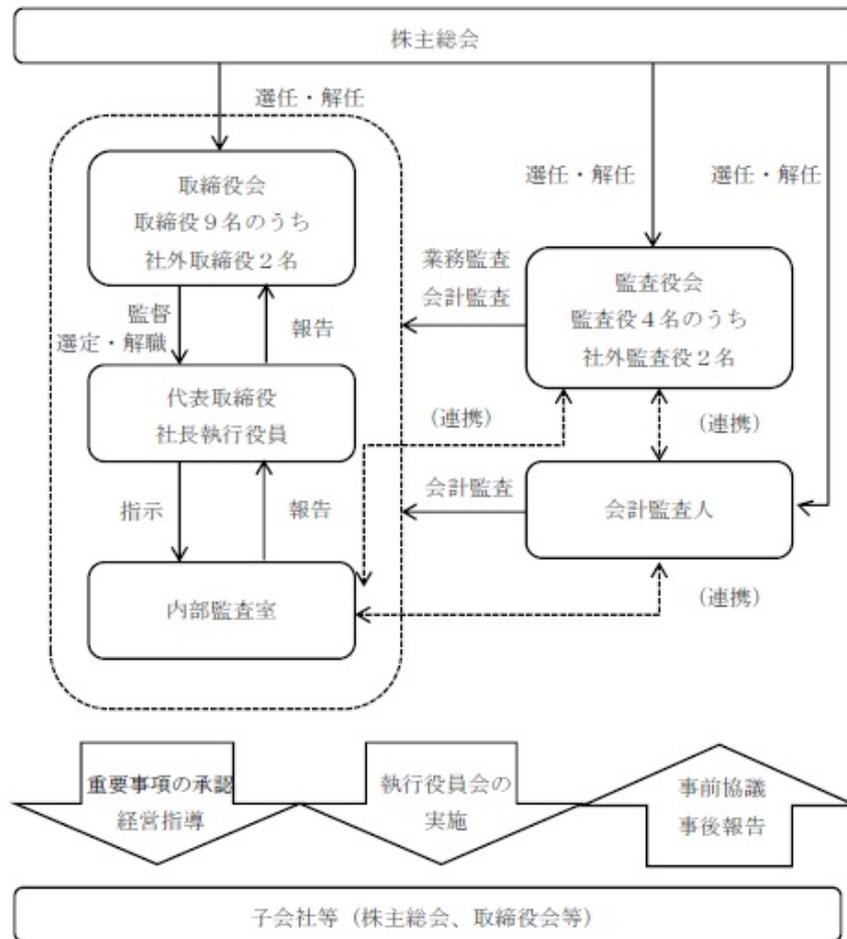
(2) 決算に関する情報

管理部は経理部を中心に、人事部、法務室、内部監査室及び関係会社の管理部門と共同で決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成します。当該情報については、その結果を情報取扱責任者又は代表取締役に報告するとともに、取締役会での決議を経て、管理部がTDnet及び当社ホームページ等への適時開示を行います。

2. 発生事実に関する情報

事故・災害等の当社グループ各社で発生した事実は、発生元の各グループ担当部署及び工場等の事業所より、管理部、経理部、又は関係会社の管理部門に報告することとなっております。これらの情報については、管理部に集約され、当社及び関係会社に係る適時開示の対象となる発生事実の有無を調査したうえで、その結果を情報取扱責任者又は代表取締役に報告するとともに、該当があれば直ちに開示資料を作成し、TDnet及び当社ホームページ等への適時開示を行います。

【模式図（参考資料）】



【模式図（適時開示体制の概要）】

1. 決定事実および決算情報等に関する情報

